

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	後期高齢者医療事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

尼崎市長は、後期高齢者医療事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。

### 特記事項

後期高齢者医療事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者の選定の際にその情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

## 評価実施機関名

尼崎市長

## 公表日

令和5年11月28日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務
②事務の概要	<p>市町村は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を高齢者医療確保法及びこの法律に基づく条例による後期高齢者医療に関する以下の事務を行う。</p> <p>①被保険者資格管理に必要な住民基本台帳情報を入手し、兵庫県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)に提供し、被保険者情報の提供を受ける。 ②保険料賦課決定及び一部負担金判定に必要な所得・課税情報を入手し、広域連合に提供する。 ③特別徴収候補者情報を基に特別徴収対象者を決定し、特別徴収情報を管理する。 ④広域連合が決定した賦課情報を管理し、保険料(納入)額通知書・納付書を被保険者に送付する。 ⑤徴収した保険料の収納情報・滞納情報を管理する。 ⑥高額医療・高額介護の連携情報を管理する。 ⑦被保険者及び同一世帯員の宛名情報の特定や突合を行うため、共通宛名情報を管理する。</p>
③システムの名称	①後期高齢者医療制度システム ②兵庫県後期高齢者医療広域連合電算処理システム(広域連合標準システム)
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢医療ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第1の59の項 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第46条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第2の80・83の項 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第43条</p> <p>【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第2の82の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健局 健康増進担当 後期高齢者医療制度担当
②所属長の役職名	後期高齢者医療制度担当 課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	尼崎市役所 総務局 行政マネジメント部 公文書管理担当
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	尼崎市役所 保健局 健康増進担当部 後期高齢者医療制度担当 郵便番号 660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号 06-6489-6836

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 10万人以上30万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書及び重点項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月1日	文言関係	-	・組織改正等に伴い、部署名の記載を変更した。 ・人事異動に伴い、所属長氏名の記載を変更した。	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあつたため。
平成28年5月1日	定期的な評価書の見直し	-	しきい値判断を再実施した。	事後	しきい値判断に変更がなかったため。
平成29年2月27日	法令上の根拠	-	I 関連情報 個人番号の利用と情報連携について、法令上の根拠を追記した。	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあつたため。
平成29年2月27日	定期的な評価書の見直し	-	しきい値判断を再実施した。	事後	しきい値判断に変更がなかったため。
平成29年5月1日	定期的な評価書の見直し	-	しきい値判断を再実施した。	事後	しきい値判断に変更がなかったため。
平成30年5月1日	定期的な評価書の見直し	-	しきい値判断を再実施した。	事後	しきい値判断に変更がなかったため。
令和1年5月31日	定期的な評価書の見直し	-	しきい値判断を再実施した。	事後	しきい値判断に変更がなかったため。
令和2年6月1日	定期的な評価書の見直し	-	しきい値判断を再実施した。	事後	しきい値判断に変更がなかったため。
令和3年5月31日	定期的な評価書の見直し	-	しきい値判断を再実施した。	事後	しきい値判断に変更がなかったため。
令和3年5月31日	文言関係	-	I 関連情報 ・請求先の記載の変更 ・連絡先の住所及び電話番号の追加	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあつたため。
令和4年5月31日	定期的な評価書の見直し	-	しきい値判断を再実施した。	事後	しきい値判断に変更がなかったため。
令和4年5月31日	文言関係	-	I 関連情報 ・請求先の記載の変更	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあつたため。
令和4年5月31日	法令上の根拠	-	I 関連情報 ・情報連携について、法令上の根拠の番号法を変更した。	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあつたため。
令和5年5月31日	文言関係	-	I 関連情報 ・組織改正による担当部署名、請求先の変更	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあつたため。
令和5年5月31日	定期的な評価書の見直し	-	しきい値判断を再実施した。	事後	しきい値判断に変更がなかったため。
令和5年11月13日	重点項目評価書の重要な変更に伴う評価の再実施(重点項目評価書の変更箇所: II 特定個人情報ファイルの概要-6. 特定個人情報の保管・消去-保管場所)	(重点項目評価書の変更前の記載) セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退室管理(※)を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。 ※サーバ室への入室権限を持つ者を限定し、入退室管理カードによりサーバ室に入退室する者が権限を有することを確認する等の管理を行う。	(重点項目評価書の変更後の記載) セキュリティゲートにより厳重に入館管理がされたデータセンター内のサーバールームに保管しており、当該サーバールームにおいては、金属探知機による持ち込み確認、警備員による監視、入退室管理カード及び生体認証による入退室管理が行われている。	事前	特定個人情報ファイルの管理運用形態をオンプレミスからクラウドに変更するため